

被扶養者資格調査(検認)実施のお知らせ

住友理工健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省保険局の通知・指導に基づき、被扶養者の資格確認(継続認定)を実施しています。

提出書類の負担軽減を目的とし、**マイナンバー制度の情報連携を利用した事前調査**を実施します。

マイナンバー制度の情報連携とは

健康保険組合が専用のネットワークシステムを用いて、行政機関等に所得情報や世帯情報を照会することです。

マイナンバー制度は、政府によりデジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのインフラとされています。

情報連携を利用すれば…

資格調査のため提出する調査書など

✓ **面倒な書類の記入が不要!**

所得証明書、住民票、年金受給証明書など

✓ **提出書類を取得しなくていい**

事前に情報を照会するので、

皆様からご提出いただく書類を必要最小限にできます!

情報連携で取得する情報とは…

令和7年中の**所得情報**と**世帯番号**による**同別居状況**を確認します。給与収入・公的年金収入のみであることが確認できた方は、今回の調査で所得証明書の提出が不要になります。

情報連携により照会された履歴はマイナポータルの「行政機関のあいだでの情報履歴」に記録されます。

ただし、マイナンバー制度の情報連携を実施後に、調査が必要となる場合があります。調査が必要となった方には、**9月に自宅へ調査書類一式を送付**いたします。同封の調査書に必要書類が印字されていますので、期日までにご提出ください。

追加調査が必要となる対象者

- ① 情報連携のエラー等により所得情報や世帯情報が確認できなかった方
- ② 情報連携から得た所得情報や世帯情報で追加書類が必要となった方
- ③ 配偶者・子以外の続柄で、生活状況確認が必要な方

調査書類一式を受け取った方は、同封の調査書に必要書類が印字されていますので、ご確認のうえ、ご提出をおねがいたします。

よくあるご質問

Q

被扶養者の資格確認(継続認定)ってなに?

毎年一定の期日を定め、被扶養者に係る確認をすることです。

皆様の大切な保険料を公正に運用し、組合運営の適正化を図るため、実施が義務づけられています。

健康保険法施行規則第50条

保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる

厚生労働省通知

- 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)
被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005号)
被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q

マイナンバーを健康保険組合が利用しているの?

健康保険組合は、マイナンバーを取り扱うことができる「個人番号利用事務実施者」となっておりマイナンバーを使って、マイナンバー法で定める行政事務を処理することができます。

「個人番号利用事務実施者」として、事務の範囲内でマイナンバーを使用いたします。

Q

自分や家族がなにか手続きする必要がある?

基本的には手続きの必要はありません。

ただし、調査の結果、追加で確認が必要な場合には、後日、書類の提出をお願いすることがあります。

Q

情報漏洩に対する対策はされているの?

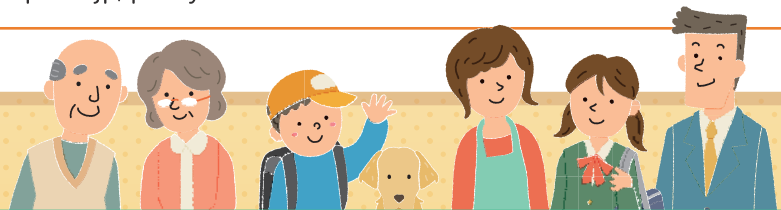
情報連携では、マイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し芋づる式に情報が漏洩することを防止するなど様々な対策を講じています。



個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

住友理工健康保険組合は、加入者個人に関する情報を適切に保護するための基本方針と、個人情報の利用目的をホームページにて公表しています。

<https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp/policy>



特例

19歳以上23歳未満の被扶養者(配偶者を除く)の収入基準について

原則の年収基準は130万円未満ですが、**19歳以上23歳未満の方(配偶者を除く)**については特例があり、**年間収入が150万円未満であれば扶養として認定**されます。

ただし、年齢要件(19歳以上23歳未満)の判定は「**該当年の12月31日時点の年齢**」で行われる点にご注意ください。誕生日を迎えた年の12月31日時点の年齢で、該当年の基準額が決まります。

そのため、令和8年1月1日~12月31日の間に23歳の誕生日を迎える方は、令和8年12月31日時点ではすでに23歳(23歳以上)となり、150万円未満の特例の対象外となります。この場合、令和8年中の収入基準は130万円未満となりますので、ご注意ください。

例

令和8年中に**23歳になる方** → 令和8年の年収は**130万円未満**が適用

令和8年中も**22歳のままの方** → 令和8年の年収は**150万円未満**が適用